

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の要件に該当する方は、申請により保険料が減免となる場合があります。

【対象者】

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯
 - ①事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ③収入減少が見込まれる①の収入以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること

【減免額】

【表1】で算出した対象保険料に、【表2】の世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額} \\ (A \times B / C)$$

【表1】

$$\text{対象保険料額} = A \times B / C$$

- A : 同一世帯に属する被保険者について算定した保険料額
- B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
- C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1000 万円以下であるとき	10 分の 2

注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。

【減免の対象となる保険料】

減免の対象となる保険料は、令和 3 年度分の保険料であって、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

【申請方法】

申請書に必要事項を記入の上、添付書類と併せて税務課（後期高齢者医療保険担当）まで提出して下さい。

※申請には、申請書のほか、対象者 1 に該当する場合は、医師による死亡診断書、対象者に該当する場合は、収入見込申請書、給与明細書、帳簿等の添付書類が必要となります。

【手続き、お問合せ】

南部町分庁舎 税務課

電話番号 0179-34-2586（税務課直通）